

令和4年瀬戸市議会3月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第2号議案	パーティセと空調設備改修工事請負契約の変更について																	
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第3係																	
1 議案提出の理由	<p>令和3年6月25日議会の議決を経て締結したパーティセと空調設備改修工事請負契約の金額を変更し、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの</p>																	
2 議案の概要	<p>(1) 変更内容</p> <table border="0"> <tr> <td>契約金額</td> <td>変更前</td> <td>240,900,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更後</td> <td>259,664,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増減額</td> <td>18,764,900円の増額</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由</p> <p>ア 4階学習室1及び2並びに会議室1及び2の空調設備について</p> <p>これらは貸室であり、使用する者で冷暖房のニーズが異なること及び学習室については南北配置され温度差があることから、現在各室において空調の調整が不可能なものを調整可能とするため空調系統を分ける。</p> <p>イ アのほか天井内の室内機更新の際、工事に支障となるスプリンクラーヘッド等防災設備移設及び復旧に係る工事等を追加する。</p> <p><参考 工事概要></p> <table border="0"> <tr> <td>工事場所</td> <td>瀬戸市栄町45番地</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>令和3年6月28日から令和4年4月14日まで</td> </tr> <tr> <td>工事内容</td> <td>パーティセと1階市民サービスセンター及び3階から5階までの空調機器を更新する工事一式</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td>瀬戸市水南町75番地 アクシス総合設備株式会社</td> </tr> </table>	契約金額	変更前	240,900,000円		変更後	259,664,900円		増減額	18,764,900円の増額	工事場所	瀬戸市栄町45番地	工 期	令和3年6月28日から令和4年4月14日まで	工事内容	パーティセと1階市民サービスセンター及び3階から5階までの空調機器を更新する工事一式	契約の相手方	瀬戸市水南町75番地 アクシス総合設備株式会社
契約金額	変更前	240,900,000円																
	変更後	259,664,900円																
	増減額	18,764,900円の増額																
工事場所	瀬戸市栄町45番地																	
工 期	令和3年6月28日から令和4年4月14日まで																	
工事内容	パーティセと1階市民サービスセンター及び3階から5階までの空調機器を更新する工事一式																	
契約の相手方	瀬戸市水南町75番地 アクシス総合設備株式会社																	
3 議案提出に係る根拠法令	<p>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条</p>																	

第3号議案	瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について									
担当課・係名	環境課 ごみ減量係									
<p>1 条例改正の理由</p> <p>瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画で定めた燃えるごみ及び燃えないごみの処理手数料を徴収する等に当たり、条例中所需の事項を改正するもの</p>										
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 家庭系ごみ（粗大ごみを除く。）について、燃えるごみ、燃えないごみ及び資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパー（新聞紙、雑誌類、紙パック、段ボール及び汚れた紙類を除く。）について、それぞれ回収袋を指定する。</p> <p>イ 燃えるごみ及び燃えないごみの処理手数料を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="360 1072 1291 1413"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 1072 627 1128">種 類</th> <th data-bbox="627 1072 1291 1128">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 1128 627 1184" rowspan="3">燃えるごみ</td> <td data-bbox="627 1128 1291 1184">45リットルの市指定袋1枚につき50円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="627 1184 1291 1240">30リットルの市指定袋1枚につき30円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="627 1240 1291 1296">20リットルの市指定袋1枚につき20円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1296 627 1352" rowspan="2">燃えないごみ</td> <td data-bbox="627 1296 1291 1352">40リットルの市指定袋1枚につき40円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="627 1352 1291 1413">20リットルの市指定袋1枚につき20円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所需の事項を改正し、施行期日を令和4年10月1日及び令和5年9月1日とし、所需の準備行為、経過措置及び手数料の徴収の規定を設ける。</p>		種 類	金 額	燃えるごみ	45リットルの市指定袋1枚につき50円	30リットルの市指定袋1枚につき30円	20リットルの市指定袋1枚につき20円	燃えないごみ	40リットルの市指定袋1枚につき40円	20リットルの市指定袋1枚につき20円
種 類	金 額									
燃えるごみ	45リットルの市指定袋1枚につき50円									
	30リットルの市指定袋1枚につき30円									
	20リットルの市指定袋1枚につき20円									
燃えないごみ	40リットルの市指定袋1枚につき40円									
	20リットルの市指定袋1枚につき20円									
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年環境省告示第34号）</p> <p>(2) 瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画（令和4年1月25日策定）</p>										
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p>										

(1) 効果

経済的インセンティブを活用したごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めることで、家庭から排出されるごみの減量を推進する。

(2) その他

ア 資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーの収集について、令和4年10月1日から資源回収袋による収集を実施する。

イ 燃えるごみ及び燃えないごみについて、令和5年9月1日以後に収集するものから手数料を徴収する。収集開始前にごみ袋が購入できるよう、令和5年9月1日より前からごみ袋の販売を開始する。

第4号議案	瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について																			
担当課・係名	高齢者福祉課 指導監査係 下水道課 管理係 水道課 管理係																			
1 条例改正の理由	瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び介護老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会の名称及び担当事務を改正し、並びに瀬戸市下水道事業経営審議会及び瀬戸市水道事業経営審議会を設置するに当たり、条例中所要の事項を改正するもの																			
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 附属機関の名称及び担当事務を次のとおり改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>瀬戸市地域密着型サービス事業所、介護老人福祉施設等の整備に係る事業者選定委員会</td> <td>瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び介護老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会</td> </tr> <tr> <td>担 任 事 務</td> <td>介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設等に係る事業者及び地域密着型サービス事業者の審査及び選定に関する事務</td> <td>地域密着型サービス事業所及び介護老人福祉施設の整備に係る事業者となる候補者の選定に関する事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 新たに次の附属機関を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瀬戸市下水道事業経営審議会</td> <td>下水道事業の経営に関する調査及び審議に関する事務</td> <td>6人以内</td> </tr> <tr> <td>瀬戸市水道事業経営審議会</td> <td>水道事業の経営に関する調査及び審議に関する事務</td> <td>6人以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を令和4年4月1日とする。</p>			改正後	改正前	名 称	瀬戸市地域密着型サービス事業所、介護老人福祉施設等の整備に係る事業者選定委員会	瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び介護老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会	担 任 事 務	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設等に係る事業者及び地域密着型サービス事業者の審査及び選定に関する事務	地域密着型サービス事業所及び介護老人福祉施設の整備に係る事業者となる候補者の選定に関する事務	名 称	担 任 事 務	委員の定数	瀬戸市下水道事業経営審議会	下水道事業の経営に関する調査及び審議に関する事務	6人以内	瀬戸市水道事業経営審議会	水道事業の経営に関する調査及び審議に関する事務	6人以内
	改正後	改正前																		
名 称	瀬戸市地域密着型サービス事業所、介護老人福祉施設等の整備に係る事業者選定委員会	瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び介護老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会																		
担 任 事 務	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設等に係る事業者及び地域密着型サービス事業者の審査及び選定に関する事務	地域密着型サービス事業所及び介護老人福祉施設の整備に係る事業者となる候補者の選定に関する事務																		
名 称	担 任 事 務	委員の定数																		
瀬戸市下水道事業経営審議会	下水道事業の経営に関する調査及び審議に関する事務	6人以内																		
瀬戸市水道事業経営審議会	水道事業の経営に関する調査及び審議に関する事務	6人以内																		
3 条例改正に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項</p> <p>(2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条</p>																			
4 条例改正に伴う影響、効果等	(1) 瀬戸市地域密着型サービス事業所、介護老人福祉施設等の整備																			

に係る事業者選定委員会

「瀬戸市高齢者総合計画（第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）～やすらぎプラン2021～」に基づき、介護保険サービスの充実を図るため、地域密着型サービス及び施設サービスの整備を進めていくこととしており、選定委員会の対象となる施設の種類が増えるもの

(2) 瀬戸市下水道事業経営審議会

瀬戸市下水道事業経営戦略その他下水道事業の計画に関する事
と、下水道事業の経営状況に関する事、下水道使用料に関する
事等について必要となる調査及び審議を行い、下水道事業の効
率的かつ安定的な経営と更なる発展につなげるもの

(3) 瀬戸市水道事業経営審議会

瀬戸市水道事業経営戦略その他水道事業の計画に関する事、
水道事業の経営状況に関する事、水道料金に関する事等につ
いて必要となる調査及び審議を行い、水道事業の効率的かつ安
定的な経営と更なる発展につなげるもの

第5号議案	瀬戸焼で暮らしを楽しもう条例の制定について
担当課・係名	ものづくり商業振興課 ものづくり係
1	<p>条例制定の理由</p> <p>瀬戸焼を暮らしに取り入れるため瀬戸焼の利用及び普及の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、瀬戸焼の持続的な発展に資するため、条例を制定するもの</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 基本理念を次のとおり定める。</p> <p>瀬戸焼の利用及び普及の促進は、瀬戸焼の持続的な発展につながるるとともに、産業、観光及び文化の振興等地域の活性化並びに郷土愛の醸成に貢献するものであることから、市民一人一人が瀬戸焼に対する理解を深め、暮らしの中に取り入れ、その魅力を市内外に広く伝えていくことを基本として、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民が相互に連携し、及び協力しながら取り組まなければならない。</p> <p>イ 市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民の役割についてそれぞれ定める。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を公布の日とする。</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号</p>
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>本条例を制定することにより、市民一人一人が瀬戸焼に愛着と誇りを持ち、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民が相互に連携し、及び協力し、瀬戸焼の更なる発展に資することを目指す。</p>

第6号議案	瀬戸市スポーツ施設条例の一部改正について
-------	----------------------

担当課・係名	スポーツ課 スポーツ係
--------	-------------

1 条例改正の理由

市民公園Aテニスコート照明のLED化及び市民公園陸上競技場の人工芝化に伴い、利用者の利便性向上を図るに当たり、条例中必要の事項を改正するもの

2 条例改正の概要

(1) 主な内容

ア 市民公園野球場及び市民公園Aテニスコートにおいて、年間を通じ、開業時間を午後9時まで延長（1月から3月まで、11月及び12月の日曜日は除く。）し、市民公園Aテニスコートの夜間照明設備の使用料を次のとおり改正する。

改正後		改正前	
単位	金額	単位	金額
1面につき30分	220円	1面につき1時間	440円

イ 市民公園陸上競技場フィールドの使用料を新たに次のとおり規定する。

区分	単位	金額
全面	午前9時から正午まで	6,930円
	正午から午後3時まで	6,930円
	午後3時から午後6時まで	6,930円
	午後6時から午後9時まで	6,930円
半面	午前9時から正午まで	3,470円
	正午から午後3時まで	3,470円
	午後3時から午後6時まで	3,470円
	午後6時から午後9時まで	3,470円

ウ 市民公園陸上競技場専用使用の使用料を次のとおり改正する。

改正後		改正前	
単位	金額	単位	金額
午前9時から正午まで	7,260円	午前9時から午後1時まで	4,120円
正午から午後3時まで	7,260円	午後1時から午後5時まで	4,120円
午後3時から午後6時まで	7,260円	午後5時から午後7時まで	1,650円

午後6時から午後9時まで	7,260円		
--------------	--------	--	--

(2) 施行期日等

その他所要の事項を改正し、施行期日を令和4年10月1日とし、所要の準備行為及び使用料等の徴収の規定を設ける。

3 条例改正に係る根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第4号

4 条例改正に伴う影響、効果等

市民公園野球場及び市民公園Aテニスコートについて、1月から3月まで、11月及び12月は、夜間の使用制限を設けていたが、利用者ニーズに応えるため一部を除き年間を通して午後9時までの使用を可能とする。

また、市民公園陸上競技場について、フィールドを天然芝から人工芝に改修することにより、使用禁止となる養生期間を無くすことで、利用者の利便性が図られる。

第7号議案	瀬戸市都市環境整備基金条例の制定について
担当課・係名	都市計画課 計画係
1	<p>条例制定の理由</p> <p>都市計画事業及び土地区画整理事業並びに都市の環境整備及びその促進に関する施策を実施するため、瀬戸市都市環境整備基金を設置するに当たり、基金の管理に関する手続等を定めるため、条例を制定するもの</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算で定める。</p> <p>イ 基金は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業及び土地区画整合法に基づいて行う土地区画整理事業並びに都市の環境整備及びその促進に関する施策の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を公布の日とする。</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条</p>
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>都市計画税の剰余金等を積み立てし、都市の環境整備及びその促進に関する財源として有効活用する。</p>

第 8 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について
担当課・係名	都市計画課 建築指導係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>租税特別措置法の一部改正に伴い、条例中所需の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>租税特別措置法から条例中に引用している条文が、租税特別措置法の一部改正により削られるため、該当条文を条例から削る。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和 4 年 4 月 1 日とし、所需の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）</p>

第9号議案	瀬戸市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について
担当課・係名	都市計画課 建築指導係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>都市計画法施行令の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>都市計画法施行令の一部改正に伴い、条例で定める市街化調整区域における開発行為及び建築等を認める区域について、当該区域に含めてはならない災害リスクの高い区域を具体的に規定する改正を行う。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和4年4月1日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化調整区域において、条例で定める特例的に開発及び建築を認める区域に、開発不適地である災害危険区域等が含まれている実態がある。 ・ 近年の災害において市街化調整区域での浸水被害や土砂災害が発生している。 ・ 以上のことから、市街化調整区域において、条例で定める特例的に開発及び建築を認める区域に、災害リスクの高い区域を含まないことが法令上明確化されることから、これに伴い条例を改正するもの。

第10号議案	瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1	条例改正の理由 道路構造令の一部改正に伴い、条例中所需の事項を改正するもの
2	条例改正の概要 (1) 主な内容 歩行者・自動車から自転車の通行を分離する必要がある場合には、地形等その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、自転車通行帯を設けるものとする。 (2) 施行期日等 その他所需の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。
3	条例改正に係る根拠法令 道路構造令（昭和45年政令第320号）
4	条例改正に伴う影響、効果等 ＜背景＞ <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故件数全体が減少する中、自転車対歩行者の事故件数は微減にとどまっており、歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備が重要。 ・ 用地上の制約から、自転車道の整備が全国的に進んでいないことを踏まえ、幅員がより狭くてすむ「自転車通行帯」を道路構造令に新たに位置づけ、自転車通行空間の整備が必要。 ・ 以上のことから、道路構造令が改正されたため、同様に市道の構造の技術的基準を改正するもの。

第 1 1 号議案	瀬戸市下水道事業受益者負担金条例の一部改正について
担当課・係名	下水道課 管理係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>区域外流入の土地に係る負担金について、債権管理を強化する観点から、地方自治法第 2 2 4 条の規定に基づく分担金として整理するに当たり、条例中所要の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>区域外流入に関し、受益者負担金の事務に準じて次に掲げる事務手続きを規定する。</p> <p>ア 区域外流入をしようとする土地の所有者等は、市長に申請し、許可を受けなければならないこと。</p> <p>イ 区域外流入の土地に係る負担金は、アの許可を受けた日現在において、許可を受けた者に賦課すること。</p> <p>ウ 区域外流入の土地に係る負担金の額は、許可を受けた日現在に許可を受けた土地の地積に応じて算出すること。</p> <p>エ 区域外流入の土地に係る負担金の納期は、許可を受けた日から 1 か月を経過する日までの期間とすること。</p> <p>※ 区域外流入：瀬戸市下水道条例第 4 条に規定する市長の確認を受けて排水設備を設け、排水区域以外の土地から汚水を公共下水道へ流入させることをいう。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を令和 4 年 4 月 1 日とする。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条及び第 2 2 8 条</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>現在、区域外流入をさせる者に対する下水道事業に係る建設分担金は、「瀬戸市公共下水道排水区域外からの汚水の流入許可に関する要綱」に基づき、受益者負担金相当額を請求し、支払われている。この建設分担金の請求及び支払については、協定書を締結し、民法上の債務債権として整理している。</p> <p>これを改め、債権管理を強化する観点から、地方自治法第 2 2 4 条の規定による、公共下水道事業に要する費用の一部に充てる分担金として整理することとした。</p> <p>（参考）</p> <p>実績 平成 3 1 年度（令和元年度） 5 件 令和 2 年度 5 件 令和 3 年度 1 0 件（1 2 月現在）</p>

2 予算関係

- 第12号議案 令和3年度瀬戸市一般会計補正予算（第15号）
- 第13号議案 令和3年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14号議案 令和3年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15号議案 令和3年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第16号議案 令和3年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第17号議案 令和3年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第18号議案 令和4年度瀬戸市一般会計予算
- 第19号議案 令和4年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計予算
- 第20号議案 令和4年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予算
- 第21号議案 令和4年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算
- 第22号議案 令和4年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予算
- 第23号議案 令和4年度瀬戸市水道事業会計予算
- 第24号議案 令和4年度瀬戸市下水道事業会計予算

3 報告関係

報告第2号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び 和解の内容
1	令和3年 12月22日	令和3年9月18日大坂町地内において、市が管理する土地の樹木の枝が折れ、隣接する相手方倉庫が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金77,000円を支払う。

報告第3号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた工事請負契約の変更の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	工事名	契約金額	
			変更前	変更後
1	令和4年 1月6日	幡山中学校大規模改修（建築） 工事	302,179,900円	309,631,300円
2	令和4年 1月6日	長根小学校大規模改修（建築） 工事	269,097,400円	272,794,500円

令和3年度 3月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正から 1月補正まで B	3月補正 C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	39,020,000	7,185,753	1,033,687	1,032,890	▲ 225,200	① ▲ 418,912	② 644,909	47,239,440	84.5%
特 別 会 計	24,279,000	121,037	328,093	157,824		136,849	33,420	24,728,130	100.7%
国民健康保険事業	11,576,000	▲ 7,415	▲ 21,660			51	▲ 21,711	11,546,925	98.2%
春雨墓苑事業	32,000	▲ 814	0					31,186	99.0%
介護保険事業	10,347,000	130,257	349,539	157,824		136,584	55,131	10,826,796	101.7%
後期高齢者医療	2,324,000	▲ 991	214			214		2,323,223	109.7%
企 業 会 計	7,768,219	64,658	▲ 98,829	24,863	▲ 94,500	▲ 21,561	▲ 7,631	7,734,048	90.1%
水道事業	3,597,434	8,329						3,605,763	83.1%
下水道事業	4,170,785	56,329	▲ 98,829	24,863	▲ 94,500	▲ 21,561	▲ 7,631	4,128,285	97.2%
合 計	71,067,219	7,371,448	1,262,951	1,215,577	▲ 319,700	▲ 303,624	670,698	79,701,618	89.5%

①「その他」の説明		②「一般財源」の説明	
・使用料及び手数料	▲ 31,053	・市税	1,069,818
・財産収入	3,340	・地方譲与税等	▲ 14,314
・寄附金	5,256	・地方交付税	705,760
・繰入金	▲ 401,218	・使用料及び手数料	1,420
・諸収入	4,763	・財産収入	▲ 193,537
		・繰入金	▲ 1,229,573
		・繰越金	1,474,119
		・諸収入	71,216
		・市債(臨時財政対策債)	▲ 1,240,000

2 一般会計

(1) 主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	財政調整基金積立金	1,104,473			3,478	1,100,995	令和2年度決算剰余金の一部及び寄附金等を積み立てるもの。 (令和3年度末の基金残高見込:3,850,000千円)
	公共施設等整備基金積立金	1,042,279			884	1,041,395	公共施設の更新等に備え、令和2年度決算剰余金の一部及び基金 運用利息を積み立てるもの。 (令和3年度末の基金残高見込:3,492,011千円)
	職員退職手当	51,546			7,708	43,838	対象者の人数増加に伴い増額するもの。
土 木 費	都市環境整備基金積立金	170,449				170,449	都市計画事業及び土地区画整理事業並びに都市の環境整備及びそ の促進に関する施策実施のため、都市計画税の剰余金を積み立て るもの。

上記のほか、執行状況等による補正

- (2) 繰越明許費の変更及び追加
 地域産業振興(新型コロナウイルス対策)事業 外
- (3) 地方債の変更及び追加
 庁舎空調設備更新 外

3 特別会計

- (1) 国民健康保険事業特別会計
 執行状況による補正を行うもの。
- (2) 春雨墓苑事業特別会計
 執行状況による補正を行うもの。
- (3) 介護保険事業特別会計
 執行状況による補正を行うもの。
- (4) 後期高齢者医療特別会計
 執行状況による補正を行うもの。

4 企業会計

- (1) 下水道事業会計
 執行状況及び企業債の変更による補正を行うもの。